

札幌市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例案

令和 6 年（2024 年）11 月 28 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

札幌市職員等の旅費に関する条例（昭和 26 年条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

- (1) 目次及び第 1 章の章名を削る。
- (2) 第 2 条第 1 号から第 5 号までを削り、同条第 6 号中「勤務場所」の次に「（任命権者又はその委任を受けた者（以下「出張命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他出張命令権者が認める場所）」を加え、同号を同条第 1 号とし、同条中第 7 号を第 2 号とし、同条第 8 号中「根拠地」を「根拠」に改め、同号を同条第 3 号とし、同条第 9 号を削り、同条第 10 号中「配偶者」の次に「（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」を加え、同号を同条第 4 号とし、同条に次の 1 号を加える。
 - (5) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）第 6 条の 4 第 1 項に規定する旅行者をいう。）その他の市長が定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であつて、本市と旅行役務提供契約（旅行者等が本市に対して旅行に係る役務その他の市長が定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、本市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第 7 項において同じ。）を締結したものをいう。
- (3) 第 3 条第 1 項中「出張し、又は赴任した」を「出張をし、又は赴任をした」に改め、同条第 2 項第 1 号中「以下」を「次項において」に改め、同条第 5 項中「（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該親族を含む。次項において同じ。）が、その出発前に出張命令を取り消され」を「が、次条第 3 項の規定により出張命令等の変更（取消し

を含む。同項及び第5条において同じ。)を受け」に、「において」を「その他市長が定める場合には」に改め、「金額があるときは、当該」を削り、「なつた」を「なる金額又は支出を要する」に改め、同条に次の1項を加える。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、本市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

(4) 第5条から第7条まで、第2章から第4章まで、第5章の章名及び第21条から第23条までを削る。

(5) 第4条中「旅費は」の次に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとして市長が定める種目及び内容に基づき」を加え、同条ただし書中「但し」を「ただし」に、「、又は」を「又は」に改め、同条を第6条とし、同条の次に次の2条を加える。

(旅費の請求手続)

第7条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書に必要な資料を添えて、これを市長その他当該旅費又は当該金額の支出又は支払をする者(以下この条及び第10条において「市長等」という。)に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかつた者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかつたため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかつた部分の支給又は支払を受けることができない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

3 市長等は、前項の規定による精算の結果過払金があつた場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。

4 市長等は、第2項の旅行者が同項に規定する期間内に旅費の精算をしな

かつた場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかつた場合には、当該市長等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。

- 5 第1項に規定する請求書及び必要な資料の種類、記載事項又は記録事項、第2項及び第3項に規定する期間並びに前項に規定する給与の種類その他の必要な事項は、市長が定める。

(旅費の特例)

第8条 市長は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項又は第64条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が同法第15条第3項若しくは第64条の規定による旅費に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

- (6) 第3条の3第1項中「変更され、又は取り消された」を「変更をされた」に改め、同条を第5条とする。
- (7) 第3条の2第1項中「任命権者又はその委任を受けた者（以下「出張命令権者」という。）」を「出張命令権者」に改め、「出張依頼（以下」の次に「この条及び次条において」を加え、同条第3項中「(取消しを含む。以下同じ。）」を削り、「これを変更し、又は取り消す」を「その変更をする」に改め、同条を第4条とする。
- (8) 第24条第1項中「職員が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合、その他当該」を「旅行者が本市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は」に、「、不当」を「不当」に、「こえる旅費、」を「超えた旅費」に、「こえることとなる」を「超えることとなる部分の旅費又はその必要としない」に改め、同条第2項中「職員」を「旅行者」に、「、困難」を「困難」に改め、同条を第9条とし、同条の次に次の1条を加える。

(旅費の返納)

第10条 市長等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づ

く規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額の返納をさせなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、市長等は、前項に規定する返納に代えて、当該市長等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、市長が定める。

(9) 第25条の見出しを「(委任)」に改め、同条中「条例」の次に「に定めるもののほか、この条例の規定による旅費の支給の手続その他この条例」を加え、「、必要」を「必要」に、「市長がこれを」を「、市長が」に改め、同条を第11条とする。

(10) 別表1から別表3までを削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、市長が定める。

(経過措置)

2 この条例による改正後の札幌市職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(札幌市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

3 札幌市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「国家公務員の旅費に関する法律」を「国家公務員等の旅費に関する法律」に、「移転料、着後手当及び扶養親族移転料」を「旅費」に改める。

(理 由)

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正を踏まえ、旅行代理店等に対する直接の支払を可能とするなど、本市における旅費の支給対象の見直しを行う

等のため、本案を提出する。